

平成 25 年度第 1 回 河川審議会

平成 26 年 2 月 7 日（金）

パレス神戸 2 階 大会議室

（午後 3 時 0 分 開会）

片岡総合治水課副課長            それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成 25 年度第 1 回兵庫県河川審議会を開催いたします。

私、本日の司会進行役を務めさせていただきます片岡と申します。よろしくお願いたします。

まず、審議に入ります前にお手元の資料一覧の順に沿いまして資料の確認をさせていただきます。まず、次第。それから、裏面に配席図が載りました委員名簿。続きまして、関係法令。それから、ちょっと一覧表には記載しておりませんが、塩屋川及び本庄川の知事からの諮問書の写し - 知事印の写しがついたものです - を各 1 枚。それから、参考資料としまして、県内の二級河川の概要。それから、青のフラットファイルで大津茂川の答申関係の書類。それから、緑のファイルに塩屋川の諮問関係の書類。それから、赤のファイルですけれども、本庄川の諮問関係の書類。それから、最後になりましたけれども、リーフレットとしまして、「津波防災インフラ整備 5 箇年計画」のリーフレットでございます。以上、お手元でございますでしょうか。

なければ挙手を、よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、本日の審議会の成立の関係です。本審議会の委員につきましては、全員で 16 名となっております。本日は、代理出席者を含め 14 名の委員の皆様にご出席をいただいております。兵庫県河川審議会条例第 7 条第 2 項の規定により、本会議は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、お手元の次第により、会議を進めさせていただきます。

初めに、県土整備部土木局長の田中からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

田中土木局長            皆さん、こんにちは。本日は大変お寒い中、この第1回の兵庫県河川審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

今年度第1回ということございまして、今年度、ちょっと兵庫県の河川行政を振り返ってみますと、昨年9月、10月と台風が幾つもの近畿を通過いたしました。全国的にも非常に多かったわけですが、9月の台風18号では、京都府で甚大な浸水被害がございました。その翌月10月には、台風26号が伊豆大島を中心に通過いたしまして行方不明者を出したということで、非常に浸水被害、土砂災害というものが多かった年でございます。幸い、兵庫県におきましては、河川整備を精力的に進めていたということもございまして、被害は最小限に抑えることができました。この辺は我々も非常に助かったなと思っております。

ただ、昨今の雨の降り方とかを見ても、いつ大規模な水害が発生してもおかしくないような状況でございます。そういったことから、頻発する水害に対して、日ごろから十分な備えをしておく必要があるということを改めて認識させられた昨年の秋であったなというふうに思っているところでございます。

こういったことから、本県では、平成24年に、この審議会でもいろいろとご審議いただきました「総合治水条例」が24年に制定されましたので、この条例に基づきまして、県下11の地域で総合治水推進計画を策定することといたしております。今年度末で11のうち5つの地域で推進計画が策定されることになっております。来年度、26年度に残る6地域の計画策定を終えまして、順次、具体的な取り組みを展開していくこととしております。

既に武庫川流域なんかでは、校庭貯留 - 学校でのグラウンドの貯留ですね、校庭貯留なんかを実際やっております、できまして、そういった現象を、貯

留の時間的な経過の推移といたしますか、現象を県民の方に具体的に見ていただけるような取り組みも、これからしていきたいなというふうに考えているところでございます。

話は変わりますが、河川は、最近では、一方で南海トラフ地震に伴う津波の遡上というのも今一つ課題となっております。兵庫県は、津波対策をいろいろと今検討中でございますが、お手元に配付しておりますが、これは昨年度末になります、24年度末に「津波防災インフラ整備5箇年計画」というものを策定して、これはあくまでもその時点で考えられた暫定版でございます。その後、レベル2の津波に対しましてどういった対策が必要かということで、この12月24日、ちょうど1カ月半ぐらい前になります、昨年 of 年末でございますけども、阪神、淡路地域での浸水被害想定図というものを発表させていただいたところでございます。どこの防潮堤から津波があふれるか、あるいはそれを遡上して、河川のどの堤防のどの箇所で、遡上した津波が越流するかということ予測をしたところでございます。年度内には、残っております神戸、播磨地域につきましても、同じように発表をしたいと思っております。

実は、本日、新たに諮問をお願いしております塩屋川、本庄川というのは、その津波対策の一環の対策を今後していきたいと考えている川でございます。具体的に申し上げますと、例えば川を津波が遡上する場合に、もうその一番根っこの川の河口部に例えば水門をつくって、そこで津波をもう抑えてしまうと。そうすることによって、遡上しながら波が堤防を越えていくという現象を抑えて、浸水被害を少しでも軽減しようということを考えております。これは阿万のところ、淡路の南あわじ市になりますけども、塩屋川、本庄川でそういう取り組みをしようとしております。後ほど詳しい説明をさせていただきたいと思っております。

あと一つは、前回諮問をさせていただきました大津茂川の河川整備基本方針のご審議をお願いしたいと思っております。

本日は活発なご審議をよろしくお願いしたいと思っておりますので、2時間ではございますけども、よろしくお願いしたいと思います。

片岡総合治水課副課長 次に、本日ご出席をいただいております委員の皆様方をご紹介させていただきます。

お手元の名簿をご覧ください。

まず、京都大学名誉教授の井上和也会長でございます。

井上会長 井上です。どうぞよろしくお願いいたします。

片岡総合治水課副課長 神戸大学大学院教授の道奥康治委員でございます。

道奥委員 道奥です。よろしくお願いいたします。

片岡総合治水課副課長 兵庫県立大学客員准教授の浅見佳世委員でございます。

浅見委員 浅見と申します。よろしくお願いいたします。

片岡総合治水課副課長 元ラジオ関西報道制作部長の吉田秀子委員でございます。

吉田委員 吉田です。よろしくお願いいたします。

片岡総合治水課副課長 兵庫県議会議員の藤本百男委員でございます。

藤本委員 藤本でございます。よろしくお願いいたします。

片岡総合治水課副課長 新しくご就任されました兵庫県議会議員の上野英一委員でございます。

上野委員 上野です。よろしくお願いいたします。

片岡総合治水課副課長 兵庫県町村会会長で神河町長の山名宗悟委員でございます。

山名委員 町村会長ではなく町村会代表ということで、山名です。よろしくお願いいたします。

片岡総合治水課副課長 兵庫県土地改良事業団連合会常務理事の杉本修一郎

委員でございます。

杉本委員 杉本です。よろしく申し上げます。

片岡総合治水課副課長 兵庫県内水面漁業協同組合連合会代表理事会長の南山金光委員の代理の吉田様でございます。

南山委員代理人 吉田です。よろしく申し上げます。

片岡総合治水課副課長 新しくご就任されました関西電力株式会社総務室長岡田達志委員の代理の木村様でございます。

岡田委員代理人 木村でございます。よろしくお願いたします。

片岡総合治水課副課長 阪神水道企業団企業長 山中敦委員でございます。

山中委員 よろしく申し上げます。

片岡総合治水課副課長 近畿経済産業局産業部長 坪田一郎委員の代理の二目様でございます。

坪田委員代理人 二目です。よろしくお願いたします。

片岡総合治水課副課長 近畿農政局農村計画部長 島田英俊委員の代理の林地様でございます。

島田委員代理人 林地です。よろしくお願いたします。

片岡総合治水課副課長 新しくご就任されました近畿地方整備局河川部長小俣篤委員の代理の岡山様でございます。

小俣委員代理人 岡山です。よろしくお願いたします。

片岡総合治水課副課長 以上14名でございます。

続きまして、県側の出席者を紹介させていただきます。

先ほどご挨拶を申し上げました土木局長の田中でございます。

田中土木局長 よろしく申し上げます。

片岡総合治水課副課長 総合治水課長の山内でございます。

山内総合治水課長 山内です。よろしく申し上げます。

片岡総合治水課副課長 河川整備課長の松本でございます。

松本河川整備課長 松本でございます。どうぞよろしく申し上げます。

片岡総合治水課副課長 姫路土木事務所長の高瀬でございます。

高瀬姫路土木事務所長 高瀬です。よろしくお願いいたします。

片岡総合治水課副課長 龍野土木事務所長の樋口でございます。

樋口龍野土木事務所長 樋口でございます。よろしく申し上げます。

片岡総合治水課副課長 洲本土木事務所長の太田でございます。

太田洲本土木事務所長 太田です。よろしく申し上げます。

片岡総合治水課副課長 それでは、議事に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、兵庫県河川審議会運営要綱第2条の規定により、会長が行うこととなっております。

井上会長、よろしくお願いいたします。

井上会長 それでは、議長を務めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、また寒い中、ご出席をいただき、ありがとうございます。  
きょうは夜には雪になるという天気予報が出ておりますので、議事進行によりしくご協力をお願いしたいと思っております。

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めてまいります。

まず、その前に何点かお諮りしたい事項がございます。

まず、後日作成します本日の議事録の署名人を定めることにいたします。運営要綱第7条第2項によりますと、議長と議長が指名する委員が署名することになっております。今回は道奥委員に議事録署名人をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。道奥委員、よろしゅうございますか。

道奥委員 はい。

井上会長 それでは、よろしくお願いいたします。

次に、審議会の公開についてであります。兵庫県河川審議会運営要綱第6条

第1項の規定に基づき本審議会は原則公開となっておりますが、本日は傍聴の申し出はありませんことをご報告申し上げます。

それでは、議題に入ります前に、県内の二級河川の概要に関する参考資料につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

平井総合治水課計画係長            失礼します。総合治水課計画係の平井と申します。  
座って説明させていただきます。

お手元にございます参考資料「県内二級河川の概要」でございます。

開きますと、1ページ、A3の図面に県内の河川整備基本方針の審議状況を示しております。

県内には、一級河川が5水系、二級河川が92水系ございます。

円山川や加古川など一級河川の河川整備基本方針につきましては、国が策定することとなっております、すべて策定済となっております。

この兵庫県河川審議会でご審議いただく県内二級河川の河川整備基本方針につきましては、平成9年の河川法改正に伴い方針を策定し始めた時点で、事業実施中または事業着手予定であった水系と社会基盤整備プログラム等の計画に位置づけられ今後整備を予定している水系について、優先的に策定を進めてまいりました。その結果、これまでに34水系につきましてご審議をいただき、答申を受けております。現在、ご審議いただきましたもののうち33水系の基本方針が策定済であり、残る1水系につきましては、国土交通省への同意申請の準備を進めているところでございます。

この地図では、既に審議いただきました34水系を黒色で示しており、本日答申をいただく予定としております播磨地域の22番大津茂川水系と、諮問をさせていただきます淡路地域の34番塩屋川水系、35番本庄川水系につきましては、黄色で着色をしております。なお、黒の網かけにつきましては、一級河川の流域を示しております。

播磨地域の天津茂川につきましては、姫路市を流下し播磨灘へ注ぐ流域面積約 5.4 km<sup>2</sup>、延長 1.9 km の河川で、前回審議会で諮問をさせていただきましたが、その際にちょうだいした意見、またパブリック・コメントなどを踏まえまして、修正案を作成しておりますので、よろしくご審議の上、答申をいただきたいと考えております。

また、今回諮問させていただく淡路地域の塩屋川につきましては、南あわじ市の南端に位置しております、鳴門海峡に注ぐ流域面積約 1.2 km<sup>2</sup>、延長約 5 km の河川でございます。その塩屋川に隣接します本庄川は、流域面積約 1.4 km<sup>2</sup>、延長 8 km の河川でございます。これらの河川では、津波の河川遡上等によります浸水区域が大きいことから、東日本大震災を踏まえ、本県の津波対策の全体像を取りまとめました「津波防災インフラ整備 5 箇年計画」では、河口付近に水門を新たに整備し、河川への津波遡上を防御することとしております。これを早期に整備するため河川整備基本方針を策定する必要があり、今回諮問をさせていただくものでございます。

なお、残る 5.5 水系につきましては、今後、新たな事業着手の見込み、流域内人口、資産なども勘案しながら、河川法の趣旨に鑑み、すべての水系で計画的に基本方針を策定していきたいと考えております。

続きまして、2 ページ目をお願いいたします。

これは、これまでに審議いただきました 3.4 水系と今回諮問・答申を行います 3 水系、合わせました 3.7 水系の計画諸元をまとめた一覧表でございます。

灰色の着色が既に答申をいただいたもの、黒の太枠で囲まれているものが本日も審議いただく天津茂川、塩屋川、本庄川となっております。表の左半分では河川の流域面積や人口、資産、それから土地利用などを整理しております、右半分では河川整備基本方針におけます治水の計画規模、それから計画基準点、それにおけます流域面積などを取りまとめております。

なお、本日諮問させていただきます塩屋川、本庄川の流域概要につきましては、後ほど詳細に説明をさせていただきます。

この資料につきまして、ちょっと訂正がございます。申しわけございません。右側の一番右から2番目に「整備計画」という欄がございますが、この欄の下から2番目、それから8番目くらいでしょうか、「同意申請済」と書かれている2カ所、香住谷川と洲本川のところでございますが、本年1月に「策定済」となっておりますので、訂正して、おわび申し上げます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

これは、兵庫県の二級水系の基本高水ピーク流量の比流量を示したものでございます。比流量とは、欄外に式を示しておりますとおり、基準点の基本高水のピーク流量を基準点の集水面積で割ったものでございます。縦軸には基本高水比流量、横軸には集水面積を示しており、通常、集水面積が大きくなるほど比流量が小さくなるという右肩下がりの幅を持った領域にプロットされます。この比流量図は、河川整備基本方針に定めます基本高水流量が妥当な値であるかということ判断する目安として用いております。

本日ご審議いただく河川は、22番の赤い丸が大津茂川、それから34番の赤三角が塩屋川、35番が本庄川を示しております。答申をいただいております黒いプロットと比較しましても、これらは右肩下がりの一定の領域におさまっており、妥当な値であるというふうに考えております。

最後に、4ページ目をお願いいたします。

これは、県内河川の水質の状況図でございます。県内の主な河川におきましては、環境基準といたしまして、満足すべき水質の基準が定められております。環境基準が定められている河川について、区間ごとに、左下の凡例のとおり、AA類型からE類型までの6段階で色分けをしております。また、図には水質調査地点ごとにBOD75%値の観測結果を四角囲みで、右上に示しております凡例のとおり

り、色分けで表示をしております。ご覧いただきますとおり、近年は、下水道の普及等に伴いまして、県内ほとんどの地点で環境基準をほぼ満足できる状態となっており、水質の改善がなされてきていることがわかります。

四角囲みの22番が大津茂川となります。その上に観測地を示しておりますが、大津茂川では環境基準値は定められておりませんが、上に書いております朝日谷橋地点での値が1.4、下にあります大平橋地点で1.9となっており、概ねA類型の良好な水質が確保されております。

なお、34番、35番の塩屋川、本庄川につきましては、環境基準値は定められておりません。また、定期的な水質調査も行われておりません。

以上で概要の説明を終わらせていただきます。

井上会長        ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

井上会長        それでは、議題に入ることにいたします。

本日の審議事項は、次第に記載のとおり、3件あります。

1件目は、「大津茂川水系河川整備基本方針」について、昨年度の3月28日に行われた平成24年度第1回河川審議会において知事から諮問をされたものであります。本日、皆様にご審議いただきまして、審議会から答申をしたいと思っております。

また、2件目は、「塩屋川水系河川整備基本方針」、3件目は、「本庄川水系河川整備基本方針」についてです。今回、知事から新たに諮問を受けるものであります。

それでは、1件目の「大津茂川水系河川整備基本方針」の審議に入ります。

内容について事務局から説明をお願いいたします。

藤木総合治水課計画係主査        兵庫県総合治水課の藤木と申します。よろしく

お願いいたします。

では、座ってご説明をさせていただきます。

大津茂川河川整備基本方針に関する資料は、お手元の水色のファイルにとじてあります。

資料のほうにインデックスをつけておりますが、資料 1 - 1 から資料 1 - 7 まででございます。お手元の資料 1 - 1 は、前回の審議会で諮問させていただいた大津茂川水系河川整備基本方針（案）の本文です。資料 1 - 2 から 1 - 5 は本文の参考資料となります。前回の審議で委員より頂いた意見や関係市町長、関係部局へ意見照会をした結果等を踏まえ、これらについて修正を済ませた資料となっております。資料 1 - 6 の変更対照表につきましては、その修正の経緯がわかるよう、文章を削除したところは青字で表示して見え消しをしており、文章を修正追加したところにつきましては、赤字で下線を引き、図表については赤囲みをしてお示しをしております。資料 1 - 7 につきましては、パブリック・コメントを実施して、頂いた意見と、それに対する考え方を示しています。なお、パブリック・コメントは、平成 25 年 7 月 1 日から 16 日まで 2 週間にわたり意見募集を行い、2 者（2 件）の提出がございました。

それでは、お手元の資料 1 - 1、「大津茂川水系河川整備基本方針」の本文と資料 1 - 6、「大津茂川水系河川整備基本方針 変更対照表」をご用意いただきまして、修正を行いました箇所について、それぞれ順を追って説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料 1 - 6 なんですけれども、まずそれを 1 枚めくっていただきまして、左側の項目欄に四角囲みの番号を記載しておりますが、その番号の順番で説明を進めさせていただきたいと思っております。

まず、資料 1 - 6 の 1 つ目です。資料 1 - 1 の修正箇所、本文の修正箇所はスクリーンの方にも映し出しておりますので、そちらもご覧をいただければと思い

ます。

2 ページ中ほどに「流域の概要」とありますけれども、その 6 行目以降の姫路港に係る記述がありますが、関係部局の意見を受けまして、「また播磨灘のほぼ中央に位置する姫路港は国際拠点港湾に指定されており、工業港として我が国の経済に重要な役割を果たしている」と修正をいたしました。

続いて、資料 1 - 6 の 2 つ目です。本文は 4 ページになります。

「自然環境」に関する 5 行目以降の記述について、諮問時の文章では、姫路市の「川の生物調査」という調査結果の文献をもとに、貴重な生物種として、「スジシマドジョウ」と「ヤマトシジミ」を例示していましたが、市への意見照会で、これらは研究者が正確に生物種を同定したものではないという意見を頂きましたので、「スジシマドジョウ」は「スジシマドジョウ類」、「ヤマトシジミ」は「シジミ類」と整理をし、本文からは削除し、記載のと通りの修正をいたしました。

続きまして、資料 6 の 3 つ目です。

同じページの下の方の「水質」に関する 5 行目以降についてです。平成 19 年の朝日谷橋、宮内橋の値が例示していた基準値を超えていましたので、記述を見直しいたしました。なお、根拠となる水質調査データにつきましては、資料 1 - 2 の 70 ページに記載をしております。

続きまして、資料 1 - 6 の 4 つ目です。資料 1 - 1、本文は 5 ページの「歴史・文化」に関する記述についてです。

前回、文化財の数を点数で示していましたが、文化財の数え方は様々で、一括りに点数で表現できないことから、記述を訂正させていただきました。

本文の修正については以上です。

続きまして、資料 1 - 2、「流域及び河川の概要に関する資料」の修正箇所について説明をいたします。

資料 1 - 6 については、3 ページの項目 5 からとなります。「流域の概要」に

つきましては17ページになります。スクリーンの方にも映し出しております。

大津茂川の「歴史・文化」に関する内容についてですが、前回諮問の際に、吉田委員から、大津茂川に関連する民話や伝承も多く残されているのではないかという意見と、岡田委員より、大津茂川に密接に関係する石碑はどのようなものがあって、どこにあるのかというのを、もう少し整理したほうがよいのではないかという意見を受けましたので、再度調査を行いまして、その結果を踏まえ、赤線の部分を修正をさせていただき、内容のほうを充実させていただきました。

続きまして、資料1-6の項目6です。

資料1-2の21ページになりますけれども、先ほどの5番目の項目とも関連しますが、大津茂川の「歴史・文化」に関する内容について、両委員の意見を踏まえ、図-1.12で、大津茂川と密接に関連する石碑の写真と、石碑に記載されている内容を詳しく示す資料を追加することといたしました。

なお、資料1-6の4ページの項目7から6ページの項目10。

「流域概要」の21ページから25ページにつきましては、新たに追加をさせていただいた資料となります。25ページには、その関連する石碑の位置を地図の方に落とさせていただいております。

次に、資料1-6の6ページの項目11です。

資料1-2は28ページとなりますけれども、河口域の記述について、関係部局の意見を踏まえ、不要な記述を削除いたしました。

続いて、資料1-6は7ページ、項目12です。「流域概要」のほうは37ページの表-2.1と2.2になります。

ここでは、文献等により確認された植物や生物などを取りまとめ、環境省のレッドリストや県のレッドデータブックをもとに、貴重な野生生物等を特定種として整理をしていましたけれども、最近、分類のもととなるレッドリスト等の改訂がございましたので、関係部局の意見等も踏まえ、修正をさせていただいております。

ます。

次は、項目の 13 です。

「流域概要」のほうは 38 ページになりますけれども、ここも、直近に改訂された環境省のレッドリストや県のレッドデータブックの公表時期やバージョンをここで追記しております。

続きまして、1 - 6 の 8 ページをお願いします。項目 14、15、16 です。資料 1 - 2 は 43 ページになります。

の魚類では、「スジシマドジョウ」、の底生動物では「ヤマトシジミ」を前回は例示させていただいておりましたけれども、先ほどの項目 2 の説明と同じく、これらの種は生物学者が正確に種を同定したものではないことから、姫路市の意見を踏まえて、記述を見直しております。

次は、9 ページの項目 17 です。「流域概要」は 45 ページです。

表 - 2.3 「現地で確認した生物種の整理」について、これも改訂された県のレッドデータブックを反映して表を修正しております。

続いて、項目 18。

資料 1 - 2 は 46 ページの「特定種の整理」というところで、この文章も、元の文章には「スジシマドジョウ」、「ヤマトシジミ」という文言が入っていたので、記述を見直ししております。

次は、項目 19 です。

資料 1 - 2 は、同じ 46 ページの表 - 2.4 「特定種の整理」ですが、これも同じく改訂されたレッドリストを反映させて頂いております。

次は、資料 6 の 10 ページとなります。項目 20 番です。資料 1 - 2 は 68 ページになります。

表 - 5.4 「下水道普及率と生活排水処理率」について、姫路市の生活排水処理率を 98.3% としておりましたが、98.1% でしたので、誤りを訂正しまし

た。また、下水道整備に係る記述については、関係部局の意見を受け、若干修正をさせていただいております。

次は、項目 2 1 です。資料 1 - 2 は 6 9 ページとなります。

ここでは、概要と全体計画、平成 2 3 年度末整備状況との間に、平成 2 5 年度の細かい事業内容が前回の資料では記載されていたんですけども、不要ではないかという関係部局の意見を受け、削除しております。

続いて、項目の 2 2 番です。

資料 1 - 2 は 7 0 ページの「5.7 水質」に関する記述についてですが、これは先ほどの項目 3 の説明と同じで、平成 1 9 年の朝日谷橋と宮内橋の値が例示していた基準値を超えておりましたので、文言を修正いたしました。

資料 1 - 2、「流域及び河川の概要に関する資料」の修正については以上です。

続いて、資料 1 - 3、「治水に関する資料」の修正箇所について説明をさせていただきます。

資料 1 - 6 につきましては、次の 1 1 ページの項目 2 3 となります。治水に関する資料は 2 1 ページになります。

その表 - 2.2 で、「高水処理計画案の比較」ですけれども、それぞれ河川改修の計画案を比較していますが、関係部局の意見を受け、その他の課題点のほうに「井堰管理者との調整が必要」であることを追記し、のダム案やの遊水地案については「農地喪失の影響が大きい」ことを追記しております。

資料 1 - 3、「治水に関する資料」の修正については以上です。

続きまして、資料 1 - 4、「利水に関する資料」の修正箇所について説明をさせていただきます。

資料 1 - 6 につきましては、1 2 ページの項目 2 4 です。資料 1 - 4 は 5 ページになります。

図 - 2.1 の「大津茂川河川区分」の中段には、自然環境の動物、植物を示す

欄がありますが、これも先ほど説明をさせて頂きましたとおり、改訂されたりリストを反映させる修正を行っております。

続きまして、項目の25です。利水に関する資料の8ページとなります。

維持流量の検討に際し対象魚種を4種と記載しておりましたが、6種の誤りでしたので、誤記を訂正いたしました。

以上が資料1-4、「利水に関する資料」の修正です。

続きまして、資料1-5、「環境に関する資料」の修正箇所について説明をいたします。

資料1-6につきましては、13ページの項目26からとなります。資料1-5は1ページになります。

1ページは、「河川整備基本方針検討シート」で、この表の中段に河川環境の特徴を示しておりますが、関係部局の意見を受け、河口域の区分に港湾の利用があることを追記いたしました。

次に、項目27です。資料1-5は、2ページの「大津茂川河川改修平面図(全体図)」です。

これも、環境省のレッドリスト等の改訂に伴う修正をいたしております。

続きまして、28から34番までは共通なんですけれども、5ページに、「大津茂川河川改修平面図(区間図) 3/10」から連続して番号があるんですけども、これらについても、生物の名称を載せており、これも同じく環境省のレッドリスト等の改訂を反映させていただいております。

以上が大津茂川水系河川整備基本方針の本文及び参考資料の修正箇所となります。

続きまして、資料1-7、「大津茂川水系河川整備基本方針(案) パブリック・コメント 提出された意見の概要とこれに対する考え方」について説明をさせていただきます。前のスクリーンもご覧ください。

大津茂川水系河川整備基本方針（案）については、パブリック・コメントを実施し、平成25年7月1日から7月16日まで約2週間、県民意見の募集を行い、2者（2件）の意見をいただきました。

1つ目の意見といたしましては、津波や高潮等に対しては、樋門等の施設がきちんと機能することが被害を防ぐために必要である。最近ではトンネルの崩落など老朽化の問題が顕著化しており、大津茂川も河口の水門をはじめ河川の施設があり、津波時などに機能が発揮できるよう施設の維持管理を適切に行っていくことが重要である旨の意見がございました。

これに対しまして、県は、河川施設の日ごろからの維持管理が重要であると考えており、本文8ページ中段の「河川の維持管理」において、河川の維持管理は、機能を十分に発揮させるため、適切に行うものとして、既に本文中に盛り込んでいます。よって、本文の修正はいたしません。

2つ目の意見の概要としましては、大津茂川は昭和40年代の洪水被害を契機に河川改修が実施され、それ以来、大きな洪水被害は起きていないと記述されているが、河川改修だけでなく、現在も流域に残る多くの田畑、山地等の貯留、保水機能が貢献するところも大きいと思われる。河川改修も重要ではあるが、これら自然の有する機能が維持されるよう配慮すべきという旨の意見がございました。

これにつきましては、先ほども申しましたとおり、県は、平成24年4月に策定しました総合治水条例に則り、これまでの治水対策に加え、雨水貯留浸透機能、雨水を一時的に貯留浸透させる流域対策や浸水被害が発生してもその被害を軽減させる減災対策を効果的に組み合わせた総合治水に取り組むこととしており、この条例に基づき県下を11ブロックに分割した流域圏ごとの総合治水推進計画を策定することとしております。また、本文8ページからの「総合治水の取り組み」にも記載していますとおり、本文中に既に盛り込み済みですので、本文の修

正はいたしておりません。

最後に、前回の審議会で、井上会長より、河川空間の利用に関して住民の方々がどのような要望を持っておられるかについて意見をまとめておれば、教えてほしいとのコメントがありまして、その際に、昭和50年代に治水・利水に特化した単断面の河川改修を進めてきたが、今後は親水性や環境にも配慮してほしいという要望があると回答をさせていただきました。ただ、今回のパブリック・コメントにおきましては、住民の皆様からは河川空間利用に関し特段の意見はございませんでした。

以上が天津茂川水系河川整備基本方針（案）の修正とパブリック・コメントに関する説明です。

以上です。よろしく申し上げます。

井上会長            ありがとうございました。

以上につきまして、何かご意見やご質問がありましたらご発言をお願いいたします。なお、この会議では速記を入れておりますので、ご発言の際はまずお名前を言っていただき、その上でご発言いただきますようお願いいたします。

いかがでしょうか。

道奥委員            3点ほど教えてください。

まず、資料の1 - 3の6ページに、図 - 1.5「土地利用状況」で、現在の現況と、それから将来計画を記載していただいておりますが、特にこの将来の市街化区域とか、それから密集市街地という表記がありますが、これだけの開発が今後起こり得るのか。特に、密集市街地という言葉は、ある意味、悪い意味で使われることが多いんですけど、こういう土地利用図では密集市街地という用語を使うのが普通なんではないでしょうか。それがまず第1点目でございます。

それから、河川断面の図がありましたけども、ちょっと凡例を加えていただいたほうがいいのではないかと思います。何ページでしたか、治水のところの断

面、代表断面みたいなもので、資料 1 - 3 の 1 8 ページですね。うっすらと見えるのは、これは現況断面でしょうか。それから濃く書いてあるのは、これは整備目標の断面でしょうか。ちょっと凡例があったほうがわかりやすいと思いました。

それから、生物のところ、ちょっと全部聞き取れませんでした、生物学者が云々で、だから記載を改めたというそういうご説明があったんですが、そういう生物の種とか名前とかそのあたりは、生物学者という言い方でしたけど、どこでオーソライズされてるんでしょうか。学会なり何らかの組織であればわかるんですけども、生物学者とかと言われますと、自称生物学者もたくさんいらっしゃると思いますので、ちょっとそのあたり定義をお示しいただきたいと思います。

以上です。

井上会長            お願いします。

藤木総合治水課計画係主査            まず、土地利用につきまして、6 ページのほうに、一般市街地、密集市街地と記載をしております。密集市街地につきましては、D I D 地区を密集市街地として取り扱いをさせていただいて、その流出係数の計算に少し差をつけさせていただいているというところですので、土地利用区分そのものではなく、ここでの流出計算をする上で少し差をつけています。従前の工事実施基本計画というものがあるんですけども、そのときは、おしなべて 0 . 8 というような市街地の取り扱いをしていましたけれど、流出係数の取り扱いのために、少し数値が変わっているというような状況です。

あと、河川断面につきましては、修正をさせていただきたいと思っております。

あと、生物種につきまして、姫路市の調査結果が「文献調査」に含まれており、その姫路市の川の調査の結果に、「スジシマドジョウ」と「ヤマトシジミ」というのがございましたけれども、それにつきましては、学校の先生あたりがその調査した結果を踏まえて書いてましたが、きちっとした生物学者なりに判定をして

もらったわけではないので、「スジシマドジョウ類」として記載していただきたいというように市から意見がございましたので、そのように修正をさせていただいております。

井上会長            よろしいでしょうか。

道奥委員            まず、第1点目の土地利用なんですけども、これは人口の伸びなんかを見ますと、実際こういうふうになるんでしょうか。整合しているのかなというふうに思いました。

それと、密集市街地という言葉は、こういう場合、流出係数を決める場合には、こういうふうに凡例的には使われる言葉なんですか。一方で、都市計画なんかの問題では、インナーシティ問題のときに密集市街地という言葉を使って、それはあまりいい意味で使われないので、ちょっとそのあたり、同じインフラを扱う河川の部局ですので、それが昔から使われてる言葉であれば、まあ、仕方がないんですけども。それをまず第1点ですね。

ちょっと人口の伸びが、今、横ばい、あるいは減少気味なので、この土地利用の将来像というのが実態と合ってるのかなというのが、一つ質問です。

それから、今、市のほうから、生物について、生物名称について、取り下げてくださいというお話でしたけど、逆に、こういう場合だったら明記できるというその太鼓判みたいなものは、どういう場合に、どういうふうな手続きで押されるのかなということをちょっと疑問に思いました。むしろ浅見先生のほうがお詳しいかもわかりませんが、教えていただきたいと思った次第です。

以上です。

平井総合治水課計画係長            まず、密集市街地という言葉につきましては、その都市計画等の定義いうのとはまた違う形で使っておりますので、ちょっと表記の仕方については検討させていただけたらと思っております。

それから、このように人口が伸びていくのかということにつきましては、そう

いうのを前提にというわけではございません。都市計画の区域指定ですとかそういうところから想定をしております、河川計画上につきましては、流出係数が増える形の大きなものを取り扱っていったという形で整理をしております。

それから、環境の同定というところにつきましてですが、専門家の先生なんかのご判断というところはあるんですけども、答えを今は持ち合わせておりませんので、表現の仕方等含めまして、ちょっと検討させていただけたらと思っております。

藤木総合治水課計画係主査      文献調査というものと現地調査というものがあり、文献調査で調べてきたものは、一応こちらとしても概ねそれはオーソライズされているものであるということで、すべての河川で、その生物種が、それがいるかどうかまで突き詰めてまで調査はしていないというのは現実です。ですので、その文献の中でその調査の手法であったりというのがいろんなやり方があると思いますけれども、その中で、種の調査というのは市がやられた調査ですので、それらについては正確に同定したものではないという意見を頂きましたので、このスジシマドジョウがいるか、ヤマトシジミがそこに現場にいるのかということころまでは、ちょっと現実的には確認できていないというのは事実ではございますけれども、あくまでも文献調査、それと現地調査の結果を、反映させていただいているような状況です。

井上会長      もともとは姫路市が行われた調査をもとにこの文章を書かれたわけですね。ところが、姫路市が、それをあまり自信がないからそうはっきり書かんといってくれという、ぶっちゃけていえばそういう話ですね。ですから、それはやはりもう姫路市がそういうふうになりたいと言っている以上、そうせざるを得ないんじゃないかと私は思うんですが。

藤木総合治水課計画係主査      そうですね、文献調査というものも、一応、私たちがそれを信じてやっていってるところがありますので、そこで少し違うもの、

やり方が違うんですよという話があれば、その話を私ども受けてそれをもって修正をさせていただいているというところです。

井上会長       それから、第1点目の密集市街地ですか。要するに、これは流出係数を細かく分布させたということなんですね、多分、河川側からいえば。このごろはそういう細かい操作ができるものだから、何ほでも細かくして行って、それで書いてみると、今、道奥先生からご指摘ありましたように、それは都市計画ではどうなっているんだとか、あるいは全体の人口の伸びとはどうなってるんかという、そういうところで齟齬が出てくるという、最近のいろんな解析の私は一つの問題点ではないかと思うんです。コンピュータが発達しているものだから、細かいことは何ほでもできるんですけども、細かくしたら正確になるかという、必ずしもそうじゃないということの一例ではないかというふうに思うんですが、ただ、多分、これは工事実施基本計画段階であれば、もう少しおしなべて0.8というような数字になってたというご説明だったですけども、それと比較した結果、流量なんかはそう大きく違うんですか。これ、細かくしたこととの差はいかがなんでしょうか。

平井総合治水課計画係長       結果的には基本高水については変わらない。本質は変わらないような状況でした。

井上会長       わかりました。では、これ、もう少し都市計画関係との整合を図っていただいて、表現を検討していただきますようお願いしたいと思います。

杉本委員       今のご議論のある上に書いてあるように、上のところに、「市街化区域のうち、D I D地区については「密集市街地」として扱う」というのは、これはもうオーソライズされとるということのように思うんですけど、そうじゃないんですか。ここに書いてある、この上に、「流出係数は」と書いてあるんですけど。

藤木総合治水課計画係主査       今回の計算にあたりまして、そういうような定

義をしているということで、場合によっては、違う場合もあるかもしれないんですけども、今回の設定、概ね密集市街地という書き方をしておりますけども、かなりもう市街化が進行していて流出が高いような状況にあるということで、密集市街地という言葉が正しいかどうかということはありませんけれども、工事実施基本計画をつくったときから比較して、そういうふうに人口、資産が集積、宅地化が進行というのもありまして、そのように取り扱いをさせていただいております。

杉本委員　　ただ、D I Dがこれ聞いているんやから、別に密集じゃなくても、D I D市街地でええでしょう。そういう定義で河川としては考えたということで修正してもらったら、あまり……。

平井総合治水課計画係長　　ご意見いただきまして、そのような方向性で修正をさせていただきたいと思います。

井上会長　　1点確認ですが、資料1 - 3の21ページの表ですが、これについての修正で、1 - 6のところの11ページに書かれてますが、今の1 - 6の11ページの修正前後の対照表で、赤枠で囲ったところだけが修正されてるということで、よろしいんですね。

平井総合治水課計画係長　　そのとおりです。

井上会長　　最も我々が関心のある一番最終的な総合評価の×がありますけれども、それには影響していないということで、そういうことでよろしいですね。

平井総合治水課計画係長　　はい。

井上会長　　わかりました。

上野委員　　1点よろしいか。

井上会長　　どうぞ。

上野委員　　6ページのこの図面なんですけど、この範囲で、私が見る範囲で、現況が何年で、将来が何年というのがこの中から読み取れないんです。例えば、平成17年の国調でD I D地区がどうのこうのとか、あるいは24年の各市町の

都市計画図というここは年数が出てるんですが、実際、この現況が何年で、将来の見込みが何年というのがわからないんで、これだけ人口が密集、将来的にしますよというのが、私の今の姫路の状況から、これ、何年を見たらいいのかな、ちょっとそこら辺が理解ができないんですが、できたら、この現況が何年で、将来が何年というふうにしたほうが、わかりやすいんじゃないかなというふうに思うんですが。

藤木総合治水課計画係主査            また資料は少し修正をさせていただいて、そのあたりがわかるように修正をさせていただきたいと思います。

密集市街地というのありますけども、この将来の都市計画では、そこが市街化、将来的になされるという想定のもとに、人口が密集するというよりかは、そういう宅地化だとか、そういう流出形態が、将来的にそのとおりに土地利用形態が変わってくると、流出がしやすくなるような土地になるというようなことで、流出計算をさせていただいております。ですので、計算上、そこが必ず市街化するかという、そうではなくて、市街地ではなくて、ひょっとすると工場やそういうものが、工場とは限らないですけども、もう少し流出のしやすい土地になる可能性があるということで、そういう将来計画も踏まえて、河川の計画を立てさせていただいているということで、その分も見込んだ形で河川の幅なり河道の計画を立てていくということでご承知いただけるかと思います。

上野委員            いや、そのことは理解しとんねんけど、ただ、丁寧さが無いなというふうな感じです。

井上会長            ですから、この6ページの左側の図にも、これはいつ時点のものかということを明記しておいたほうが……。これは当然そうですね、前後比較するんだから、いつのものかというのがないと、比較のしようがないということになりますので、この辺は加筆をお願いしたいと思います。

平井総合治水課計画係長            加筆させていただきます。

井上会長           どうぞ。

杉本委員           これ、D I Dに含まれる市街化区域いうたら、もっと、べたっと塗られるはずやと思うんやけども。例えばD I Dで括るということは、これやったら、丸でかいたら、ほとんど坂田橋から下は全部、市街化区域は全部、密集市街地になると思うんです。それが塗ってないんやね。だから、その紫に塗ってないというのは、何か違う、この上に書いてあるD I Dと違う考え方で紫に塗られたということに見えるんですが、それはちょっとこの上の説明と図面が違うということになるかと思しますので。ややこしいことを言いまして、すみません。

平井総合治水課計画係長           今すぐここではちょっと無理かと思しますので。

山内総合治水課課長           先ほど来いろいろとご意見いただいておりますとおり、このところ、一番河川の流量を決める上でベースになる大事なところですので、もう少し丁寧なわかりやすい説明に心がけて修正させていただきます。

井上会長           ほかにはいかがでしょうか。

山中委員           1 - 3の9ページの下の「兵庫県内二級水系の基本高水比流量」の図ですけど、先ほど一番最初にも説明あったと思うんですが、この赤というのはちょっと低めかなというふうに感じるんです。これでだめだというようなことを言うつもりはないんですけど、こういうもの、ちょっと低めなのをどういうふうに受けとめるというか、どういうふうに理解しとけばいいのかということ、もし何かあったら、ちょっとコメントをいただけたらと思います。

井上会長           いかがでしょうか。

平井総合治水課計画係長           同じ図面になるんですが、先ほど参考資料で説明させていただきました、3ページをちょっとご覧いただけたらと思います。

まず、参考資料でいいます、番号を振っております、8番とか10番、11番というところにつきましては、これは高橋川ですとか妙法寺川といった表六甲河川の水系になっております。表六甲につきましては、ご存じのとおり、勾

配が急で一気に出てくる、それから神戸地域は降雨強度も高いというところで、この辺は高めに出ております。それから、今回の大津茂川につきましては、合理式を用いまして、播磨地域の降雨強度式を使っているわけですが、播磨地域の降雨強度につきましては、阪神地域ですとか、淡路地域ですとか、ほかの地域と比較しまして、降雨強度が小さめでございます。というところで、比流量も若干低くなっていると思っております。いずれにしましても、グラフを見ていただきますと、大きな右肩下がりのレンジの中には入っているということで、これで妥当ではないかなというふうに考えております。

山中委員 表六甲と播磨地域でグループが違うということでもいいんですけど、その播磨地域の中でもちょっと低めになってるかなと。本来、この比流量図の考え方というのは、恐らく上の播磨地域のグループの上の包絡線のところがそういう可能性があるという図だというふうに私は理解しているんです。だから、できるだけ、この37とか31、32を包絡するところまでできるだけ努力して、近づいていくのが本来の考え方なので、今後いろんな意味で総合治水というふうなお話もありますし、もう治水は百年の計ですので、時間かけてやっていくべきだというふうに思います。

井上会長 今の山中委員のご発言の後のほうはコメントということにして、今後いろいろ参考にさせていただければというふうに思います。

ほかは。

小俣委員代理人(岡山) 資料1-1、本文の9ページですが、この総合治水は先ほど局長さんからも非常に力を入れると仰っておられました。

ここの表現ですが、総合治水のところだけが二重括弧を使っております。ほかは二重括弧を使っているところは1カ所もないようですが、特に何か意味があるのでしょうか。

でなければ、普通の括弧にして、8ページの下流域対策とか減災対策と同じ

表現にされるか、それとも計画があるのであれば何々計画との表現のほうがいいのではと思いました。

以上です。

藤木総合治水課計画係主査 県としての取り組みとして少し二重括弧書きとさせていただきます。文章的に合わないということもありますので、少し訂正させていただきます。

井上会長 ほかはいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

いろいろご意見、ありがとうございました。特に比流量、先ほどの図の6ですね、資料1 - 3の図の6、多分これはまた比流量の考えにも結びついてくることだろうと思います。そういうことでいろいろご指摘いただきまして、ありがとうございました。

それで、今頂きましたご意見に従って事務局のほうで修正を加えていただいて、それを最後に私が確認するというので、「大津茂川水系河川整備基本方針」を認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

井上会長 よろしゅうございますでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、今申しました修正を加えていただいたものを、これも、道奥先生、お願いできますか。

道奥委員 はい。

井上会長 私とで確認しまして、答申することにいたします。どうもありがとうございました。

井上会長 それでは、次は諮問案件であります。「塩屋川水系河川整備基本方針」と「本庄川水系河川整備基本方針」の2件であります。あらかじめ事務局から、これら2水系は隣接しており、共通事項も多いと聞いております。したがって、これら2件をまとめて説明いただき、その後一括して審議するとい

う進め方でよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

井上会長            ありがとうございます。

ご異議ないようですので、塩屋川と本庄川の河川整備基本方針についてまとめてご説明をお願いいたします。

幾田総合治水課計画係主査           私、兵庫県総合治水課の幾田と申します。ただいま委員の皆様にご承認をいただきましたとおり、塩屋川、本庄川あわせてご説明をさせていただきたいと思ひます。

座って失礼いたします。

まず、お手元の資料の構成ですけれども、黄緑色、ピンク色のファイルがそれぞれ塩屋川、本庄川に関する資料となっております。各ファイルの一番上にとじております資料の2 - 1、それから資料の3 - 1が基本方針の本文案となっております。それより後ろ、資料2 - 2以降、資料の3 - 2以降がバックデータ、その本文案をつくるにあたっての根拠資料ということでございます。

本日は、この資料2 - 1、3 - 1、本文案を中心に、前面のスクリーンを使ってご説明申し上げたいと思ひます。また、スクリーンに映しませ資料と同じものを黄緑色のファイルにホッチキスどめで挟み込んでおりますので、あわせてご覧いただけたらと思ひます。

それでは、まず説明の流れでございます。基本方針案の構成に沿って順にご説明を申し上げます。最初に、「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」といたしまして、「流域及び河川の概要」以下、ご覧の流れで、2点目が「河川整備の基本となるべき事項」として、治水、利水の順でご説明をいたします。

最初に、「流域及び河川の概要」でございます。

まず、河川的位置ですが、南あわじ市の南端、鳴門海峡に面したところがございます。地図の赤枠内、左側が塩屋川、右側が本庄川の流域です。

まず、塩屋川につきましては、延長約 5.1 km、流域面積が約 12 km<sup>2</sup>、流域内人口は約 2,400 人となっております。その土地利用につきましては、流域内の約半分が山地、残り 3 割が水田や畑、市街地は約 1 割となっております。

一方の本庄川ですけれども、延長は約 7.9 km、流域面積は約 14 km<sup>2</sup>、流域内人口は約 1,530 人となっております。流域内の約 8 割が山地、市街地に関しましてはわずか 4 %という状況でございます。

それから次が、塩屋川と本庄川との位置関係、周辺の土地利用の状況をよくあらわした航空写真でございまして、手前が河口、奥に行くに従って上流という見方をしていただけたらと思います。2 河川が実に近接をしていることや流域内には整備をされた農地が広がっている点がよくわかりいただけるかと思えます。なお、これらの農地につきましては、稲 - お米ですね、それから、レタスやタマネギといった野菜を 1 年を通じて 3 種類栽培する、いわゆる三毛作が行われておりまして、生産性の高い農業が営まれている地域でもございます。

ここからは 2 つの河川の状況をもう少し詳しくご説明をいたします。

まず、塩屋川です。

下流域からですが、特徴は大きく 3 つございまして、まず 1 点目、築堤区間となっており、特に右岸側ですけれども、このエリアには阿万塩屋地区が近接している区間がございます。それから 2 点目、背後地の農地については低平地、いわゆる内水地区となっております。河川に降った雨を排水するためにポンプが複数設置されております。それから 3 点目が、潮の満ち引きにより河川の水位が大きく変化する、いわゆる感潮区間となっております。

続いて、その上流、塩屋川の中流から上流域の様子でございまして、これも特徴は大きく 3 つございまして、掘込区間でございまして、それからその背後地については、一部集落があるほかは大部分が農地となっております。それから 2 点目ですが、農業用水を確保するための井堰が多く設けられております。それから 3 点

目が、写真では少し見づらいんですが、右岸の山地にはため池が幾つか、点在しているという状況でございます。

次が、本庄川でございます。

まず下流域ですが、塩屋川の下流域と同様でして、築堤区間ございまして、その背後には農地が広がっている。農地からの内水を、これも塩屋川同様、河川へ排水するためのポンプが設置されております。それからまた感潮区間でもございます。

次に、本庄川の中流域でございます。掘込区間となっております、特に右岸側については、阿万下町、阿万上町地区が近接する区間がございます。それから、農業用水を確保するための井堰がこちらも多く設けられている区間でございます。それから、左岸側の山地にはここにもため池が複数ある、そういった状況でございます。

最後、本庄川の上流域でございます。山あいの峡谷区間になりまして、人家はまばらな状況です。それから、最上流部には、写真を入れておりますが、農地のかんがいや防災などを目的としました本庄川ダムがございまして、このダムについては後ほど改めてご説明をしたいと思います。

2つの河川の現状は以上でございまして、ここからは、そのほか、これらの河川に共通します特徴的な内容をご紹介します。

まず、自然環境についてでございます。

先ほど下流域はいずれも感潮区間と申し上げましたけれども、特にその最下流部は引き潮時に干潟が形成されます。ご覧の写真は、本庄川下流端の落合橋という橋から上流側を見たところですが、ここでの現地調査からは、カニの一種であるハクセンシオマネキ、右側に写真を載せてございますが、こういった貴重種というものが幾つか確認されております。

なお、この写真の撮影地点よりも下流側、手前側になりますが、海側の干潟に

つについては、県のレッドデータブックの生態系のカテゴリーのAランクに指定されておりまして、これら地域一帯の干潟は貴重な動植物の生育・生息地となっております。

次は、歴史・文化でございます。

この地域は、左側になりますが、重要無形民俗文化財に指定され、雨乞いに由来されるとされる阿万の風流大踊小踊という伝統芸能、それから右側ですが、昔の津波にまつわる伝説が残る亀岡八幡神社というのがございまして、いずれも農業用水の確保ですとか、大昔の津波にまつわるような歴史・文化というのを見ることができる地域となっております。

次に、河川の水利用についてでございます。

塩屋川、本庄川とも、先ほど来申し上げてますように、農業用水の利用が多くて、本庄川の上流には本庄川ダムがございます。

本庄川ダムについて、ここで少し補足をさせていただきたいと思いますが、このダムは、農地のかんがい、防災を目的とする農地防災ダムという種類に分類されるダムでございまして、治水、利水両方の機能を持ったダムでございます。このダムについては、洲本土地改良事務所が河川管理者の許可を得て建設しておりまして、平成6年に竣工して以降、今日に至るまで維持管理をしております。また、維持管理や洪水時の警戒体制、河川管理者への連絡などについては、河川法に基づく操作規程として定めておりまして、それに基づいて適正に運営がなされているという状況でございます。そういったことも踏まえまして、このたびの基本方針につきましては、この本庄川ダムが持っている洪水調節機能を治水計画に活かすべく、この治水効果量というものを見込むこととしております。

なお、基本方針の中での書きぶりにつきましては、お手元の資料の3 - 1、本庄川のほうになりますが、3 - 1の4ページ目、ピンク色のファイルの資料の3 - 1の4ページ目、基本方針本文の下から4行目に、本庄川ダムの洪水調節機能

を将来にわたり担保するため、引き続き河川管理者がダム管理者との連携を図るという旨を明記をいたしております。

ここで、今、本庄川ダムが淡路島の水道水源の一つと申し上げましたけれども、参考までに、淡路島の今の水道の供給の状況についてご紹介したいと思います。

ご承知のとおり、淡路島は、地形や気候の特性から昔から深刻な水不足に悩まされてきた地域でございます。全国的に大きな渇水の被害をもたらした平成6年には、旧南淡町で合計299日にも及ぶ給水制限がなされるというようなこともございました。そのようなことから、昭和57年に、島内の市町で構成しました一部事務組合「淡路広域水道企業団」によりまして、今回の本庄川ダムを含め島内の新規ダム開発と島外からの導水、いわゆる本土導水による広域的な水道用水供給事業に着手をいたしまして、平成11年にそれら関連施設がすべて完成しております。その結果、それ以降は渇水被害は発生していないという状況でございます。

続いて、塩屋川、本庄川におけるこれまでの治水事業の沿革でございます。

まず、これら地域で起きた主な災害としまして、昭和21年の昭和南海地震、このときには津波の直接的な被害はなかったものの、河口付近一帯が約1m地盤沈下したという記録が残っております。以降、昭和40年には、本庄川流域で過去最大となる667戸の家屋が浸水した台風災害、それから43年には、塩屋川で過去最大となる390戸の家屋が浸水した台風災害などがございます。また、近年、平成に入ってから、16年の台風23号などの際には、図に水色で着色をしておりますエリア、これが下流側の農地になりますけれども、この低平地にたまった雨を川に排水できない内水による浸水が発生している状況でございます。

このような地震や大雨による災害を契機といたしまして、随時、河川改修、内水対策を進めてまいりました。昭和南海地震による地盤沈下では、土地のかさ上

げや護岸の整備などの地殻変動対策事業を、それから大雨による洪水被害に対しましては、災害復旧事業や本庄川ダムの建設などを行い、その結果、近年では堤防の決壊、溢水、氾濫などによる被害というものは発生しておりません。一方、下流の低平地で発生しております内水域の浸水に対しても、県と地元南あわじ市とが連携をしながら、排水ポンプの設置・増強を段階的に進めてきたところでございます。

「流域及び河川の概要」については以上でございます。

続きまして、「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」でございます。お手元の資料については、基本方針（案）、資料 2 - 1、3 - 1 になりますが、それぞれ 4 ページ、5 ページ目になります。

まず、川づくりの基本的な方針、これは両河川とも共通でございますけれども、これにつきましては、「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」、これは治水と利水、生態系、水文化、景観、親水、こういったことを柱とした川づくりの考え方ですけれども、これに基づき、河川の現状、水害の発生状況、河川環境などを考慮するとともに、昨年度に施行いたしました総合治水条例や南あわじ市のまちづくりに関する計画などを踏まえて、河川の総合的な保全と利用を図ることとしております。

次に、災害の発生の防止又は軽減という観点につきましては、洪水、津波、高潮から沿川住民や資産などを守ることを目標といたしまして、主に次の3つのことを記載しております。まず、河道の改修や、護岸、水門などの河川管理施設の整備や機能維持に努めること。それから2点目が、本庄川に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、上流にある本庄川ダムを将来にわたっても適切に治水効果が発揮されるようダム管理者と連携をすること。それから3点目が、特に下流側の農地にあたりますけれども、内水による浸水対策については、南あわじ市をはじめ関係機関と連携・調整の上、必要な対策を実施することといたしまして、

さらに、それらの対象とする計画規模を超える洪水などに対しては、ハザードマップの周知、避難訓練などの減災対策や、ため池を治水に活用するなどの流域対策を地元や関係機関と連携して推進し、被害の軽減を図ることとしております。

続きまして、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持の観点につきましては、平常時には、河川の流況を把握するとともに、必要な流量の確保に努めます。また、さらに新たな水需要が発生した場合には、水資源の合理的かつ有効な利用促進を図るとともに、渇水や震災などの緊急時については、特に関係機関と連携をしまして適切な河川水の利用が図られるよう配慮することとしてございます。

続いて、河川環境の整備と保全でございます。健全な水循環、人と自然の豊かなふれあいの回復を目的としております「ひょうごの森・川・海再生プラン」の趣旨を踏まえまして、関係機関や住民と連携して生態系の保全と再生を図り、河川を改修する際には、河川の横断的・縦断的な連続性に配慮し、多様な動植物が生息・生育・繁殖できる河川環境の保全と創出に努めます。また、景観につきましては、川沿いに道路や人家があって、川そのものが住民の目に触れる機会が多い区間がございますので、そういったところにつきましては、周辺的环境と調和を図りながら、景観に配慮した河川空間の形成に努めること。そして、水質については、今後もさらなる改善が図られるよう、流域全体で水質保全に努める旨を記載しております。

次に、河川の維持管理についてです。河川の維持管理につきましては、今ご説明申し上げました、治水、利水、環境、この3つの観点からおのあの記載をしております事項を通して適正に行うこととしてございます。

最後は、河川整備の基本となるべき事項、治水、利水についてでございます。資料については、2 - 1、3 - 1の7ページになります。

まず、具体的に治水計画を立てる上で、その基準となる地点を設定いたします。基準点を設定するときの観点は、画面の下側に記載しておりますとおり、一般的

には、近くに集落や市街地などの防御対象があるかどうかということに加えまして、水位観測の結果を活用できるか、それから支川から流入してくる水の量を適切に評価できるか、それから潮位の影響を受けない、つまり感潮域ではないかなどを総合的に勘案することとしておりまして、今回につきましては、画面にお示しをしておりますとおり、塩屋川については塩屋橋、本庄川については本庄川橋地点を基準点といたしました。

次に、高水流量でございます。高水流量、すなわち治水計画上対象とする洪水の量になりますけれども、それらの算出プロセスとおのこの結果を示してございます。考え方については、塩屋川、本庄川とも共通ですので、あわせてご説明をいたします。

まず、計画規模については、兵庫県内河川の計画規模の決定基準に基づき、流域が属するブロック、今回は淡路島になりますけれども、そういったこと、それから、想定氾濫区域内の人口、資産による評価の検討を行いまして、今回の場合は、いずれも年超過確率 1 / 5 0 の計画規模としております。

次に、その計画規模に見合う雨の量を設定いたしまして、それを河川の流量に変換するための流出解析というものを行いますけれども、今回その手法としては、等価粗度法という方法を用いました。この方法は、流域内の土地利用の状況、農地、山地、市街地などの土地利用の状況というのを適切に評価することができる方法の一つとされております。その方法による計算の結果、基準点における洪水の最大流量、基本高水流量と呼んでおりますけれども、これにつきましては、塩屋川では毎秒 1 1 0  $\text{m}^3$ 、一方の本庄川については毎秒 2 2 0  $\text{m}^3$ となります。さらに、この基本高水流量からダムで調節する量を差し引き、河道で分担する流量、これを計画高水流量と呼んでおりますけれども、本庄川では、現状の本庄川ダムでの調節量を見込みまして、その差分、毎秒 1 7 0  $\text{m}^3$ としております。一方、塩屋川については、洪水調節をするダムなどはございませんので、毎秒 1 1 0  $\text{m}^3$ の

基本高水流量がそのまま計画高水流量になるということでございます。

次は、今ご説明をしました計画高水流量を流すために必要となる基準点での水位や川幅、計画横断図についてでございます。

まず、塩屋川ですけれども、計画高水位については4.24m、川幅は16mとなりまして、その計画横断図についてはご覧のとおりになります。

なお、横断図の黒色で表示してある線については現況、赤が計画のラインになりまして、さらに赤の斜線の入っている部分は、計画高水流量を安全に流すために現況から拡げる必要のある部分というものを、概略的に示したものでございます。

続きまして、参考までに、塩屋川の現況流下能力と、ただいま申し上げました高水流量との比較を表した図でございます。

まず、この図の見方ですけれども、画面向かって右側が上流側、左側が下流側、川の水が画面の右から左に流れているという向きでございます。また、上下方向については、上が右岸側、下が左岸側で、右岸側につきましては、中心から上に行くほど流下能力は高く、反対に左岸側については、中心から下に行くほど流下能力が高いということを示しております。

その上で、薄い青と濃い青の棒グラフですけれども、これは区間ごとの現況流下能力を表しております。薄い青が堤防の余裕高さを見込んだもの、それに加えて、濃い青は堤防すれすれで流すことができる流量というものをあらわしております。これに対しまして、赤の線が計画高水流量でございまして、この赤い線よりも内側、赤の斜線を入れている区間が、今回設定した洪水に対して流下能力が不足している区間というものをあらわしております。特に基準点の前後、それから3,000～4,000mあたりの区間の流下能力はやや不足しているという状況でございます。

続いて、本庄川でございます。同様に、計画高水位については2.83m、川

幅 20 m となりまして、その計画横断図はご覧のようになります。

また、こちらが本庄川の流下能力と高水流量との比較図でございます。塩屋川と異なりまして、高水流量の赤い線が 2 本ございますけれども、細いほうが基本高水流量、そこから本庄川ダムの洪水調節量を差し引いた計画高水流量が太い赤線でございます。河口付近を除きまして、全体的にとところどころではありますけれども、流下能力が不足している区間がございます。

なお、塩屋川も同様ですけれども、流下能力がこの図で不足をしているとはいえ、その背後は農地であったり山であったり近くに人家がないような区間もございますので、河川改修の優先順位などについては、今後これらの基本方針を踏まえて策定をします河川整備計画の中で、整理をしていきたいというふうに考えております。

最後に、流水の正常な機能の維持に必要な流量についての検討でございます。

塩屋川、本庄川では、湧水時の流況などに関するデータや農業用水の実態把握というものをさらに詳細に把握する必要があること、それから、水質に関する調査も含めまして、流量設定の根拠となるデータがまだ十分とは言えない状況でございます。従いまして、このたびの基本方針では正常流量というものは設定をしませんけれども、今後、データの蓄積に努め、流水の清潔の保持、景観、動植物の生育・生息状況などの観点から必要な調査・検討を進めまして、必要な流量を決定することとしております。

基本方針の本文案についての説明は以上でございます。最後に、冒頭、局長からも申し上げましたように、津波の話をしここで説明をしたいと思います。

今回、基本方針を策定する動機としております塩屋川、本庄川における津波対策の必要性についてでございます。お手元のパンフレット、冒頭ご覧いただきました「津波防災インフラ整備 5 箇年計画」のパンフレットを改めてご覧いただきたいと思っております。

この計画の趣旨でございますが、めくって1ページ、さきの東日本大震災、それに伴う国の対応、またそれ以前の本県の取り組みなどを踏まえまして、兵庫県における津波対策の全体像を取りまとめたものでございます。平成25年2月に暫定版として公表をしております。

その中で、津波対策の基本的な考え方としましては5ページになります。

(1)、(2)、想定する津波を大小2つのレベルに分けまして、それぞれに応じた対策を講じることとしております。

また、6ページの上になりますけれども、県内でも特に甚大な浸水被害が想定される地区を重点整備地区として設定しまして、10年間で津波対策を完了するとしております。その中で、今回の塩屋川と本庄川の河口域というものが津波の高さが著しく高い淡路島南部地域の一つとして、この表3.3の中では阿万港がそれにあたりますけれども、その一つとして重点整備地区としております。

具体的には、少し飛びますが、15ページをご覧いただきたいと思います。

阿万港における津波被害の特徴といたしましては、塩屋川、本庄川を津波が遡上することによる広範囲な浸水というものが懸念をされております。そこで、「(2)整備目標」、それから「(3)対策内容」に書いてございますとおり、河川遡上に対しては、レベル1の津波を防御することを目標といたしまして、塩屋川と本庄川の河口に水門を新設することとしております。15ページの下にはその水門のイメージ図を載せております。

一方、レベル2のより大きな津波に関しましては、「(2)整備目標」のところに括弧書きで記載をしておりますとおり、今の国の想定では、レベル1と同程度の高さとされているため、この水門でレベル1同様防御できる可能性があるものの、今後、詳細に検討する必要があると考えているところでございます。

なお、次の16ページには、水門のほかに、別途、海岸事業として整備をする防潮堤などを含めまして、この地区での対策の全体像というものを記載をしてお

ります。参考までにご覧いただければと思います。

ここで、再度、前面のスクリーンをご覧いただきたいと思います。

今申し上げました5箇年計画と河川整備の基本方針、それから整備計画、この3つの関係というものを最後に、概念的ですがけれども、ご説明をしたいと思えます。

今回諮問をいたしますのは河川整備基本方針でございます。この基本方針は、将来的な川づくりの方向性を明らかにするものであるため、津波対策については、実施する旨を明記するにとどめております。従いまして、今ご説明をした水門の位置だとか規模などのより具体的な対策の内容については、この後、基本方針を踏まえて策定をいたします河川整備計画の中で、明らかにしていくこととしております。

塩屋川、本庄川の基本方針についての説明は以上でございます。よろしく願いします。

井上会長           ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

島田委員代理人（林地）           質問を2点ほどさせていただきたいのですが、ちょっとご理解いただきたいのですが、私ども農林水産省でやらせていただいている多くの事業というのは、地元負担金という形で、公共100%でやっているものはございません。それで、地元の農家さんからもお金をいただいて工事を施工しているのがすべてでございます。今回おっしゃられた本庄川ダムにつきまして、国が全部お金出していたら国が文句言われることはないというのは、それはそのとおりですけど、こういう事業、私どもの事業は、すべて地元の農家さんのお金をいただいて、その意見を聞きながら事業を実施している。農林部局が管理されているということ、そういう地元負担金をいただきながら私ども事業を実施

しているということもご理解いただいた上で、農林部局との調整が終わっているものだという理解でもよろしいのでしょうか。

それからもう1点、同じような形で、私ども、ため池も、非常にここは年間降雨水量1,300mm切ったり、1,000mm切ったりするような地域でございます。雨も非常に少なくて渇水になるところでございますので、ため池貯留というのは非常に大切でございますけど、洪水に使うとなると、コンジェットもございません、上から流れるだけなので。ただ雨水を使うというのも、それも個人のため池も多くございますので、その辺もご理解いただいて、これも農林部局との調整という形をきっちりしていただいた上で検討をお願いしたいなと思っております。よろしく願いいたします。

井上会長            ただいまのご質問について、現状はどうなってますでしょうか。

幾田総合治水課計画係主査            ありがとうございます。この本庄川ダムにつきましては、計画当時から、洪水調節、それから、かんがい、それから、水道用水、この3点セットを目的とすることで河川、農林とも合意の上で、今ご指摘いただいたように地元負担も含めて建設をしたダムでございます。このたびの基本方針にこういうふうを書くよということについては、今の現状を農林部局に説明をした上で了解をとっております。

ただ、地元負担ですとか管理の方法のあり方については、今後、基本方針において考慮したことを契機として、細部は引き続き調整をしていきたいということでございます。大筋の方向では現在調整は整っているとご理解いただけたらと思います。

井上会長            よろしゅうございますか。

ついでにお聞きしたいんですが、本庄川ダムで流量にして50m<sup>3</sup>/sカットするということになってますが、その可能性はどうなんですか。そのダムのキャパシティから見てそういうことは本当に可能なのか、その辺は検討されてるんでし

ようか。

幾田総合治水課計画係主査       これも、ダム計画当時から、相当の洪水調節機能、今と同等の機能を持たせるという前提で協議をして、その構造になっております。今回の基本方針をつくるにあたって、再度そのあたりも含めまして、今の知見から洪水というものを再度計算をしましたところ、今のキャパシティでパンクをすることなく、今の基本方針にお示しをした洪水調節が可能だということのチェックはしております。

井上会長       ああ、そうですか。ありがとうございます。

杉本委員       質問ですけども、全体のこの塩屋川、本庄川の整備基本方針案の26ページ、ただいまご説明のあったこの計画基準点で疑問があるんですけども、塩屋橋は大丈夫と思うんですけども、本庄川橋のところは感潮のどこやったと思うんですけど。それは、ご説明では感潮やないところを計画基準点にしますというようなご説明やったけど、それはどういうふうな……、感潮の部分でもいいのかどうか、この辺だけ。

幾田総合治水課計画係主査       ありがとうございます。今ご指摘いただきました本庄川については、確かに感潮区間の一番上流部分になります。ただ、一方で、大きな流域を持つ普通河川の合流点がこの地点の直上流にあります。先ほど説明でも申し上げましたように、感潮区間ではあるものの、一方で、今申し上げましたように、普通河川からの流入量、相当な流入量というのを適切に評価するためには、それよりは下流にすべきだろうというところで、一方どちらかをとればどちらかが感潮区間になってしまうという難しいところではありますけれども、今回は、基準点設定の優先順位としまして、支川からの流入が評価できる地点ということにポイントを置きまして、本庄川橋としております。

杉本委員       もう一つ関連して。そのときに、今さっきご説明がまたあった本庄川の30ページで、がたがたの流下能力、高水流量の関係ですけども、この辺

が本庄川も塩屋川もその感潮部分に近い部分の計画、この上の河川の横断図が、これは感潮を考えてつくりはった横断なのか、考えんとつくりはった、等流でいきはったんか、不等流でいきはったんか、その辺がちょっとわからないんで、説明を。

幾田総合治水課計画係主査 計算の方法としましては、不等流計算で行っております。水位につきましては、朔望平均満潮位、いわゆる潮が満ちた状態で計算をしております。

杉本委員 わかりました。

井上会長 ほかはいかがでしょうか。

浅見委員 塩屋川も本庄川も、資料を見させていただきますと、環境に関して資料2-5というのがついております。拝見しますと、調査結果、非常に詳しい調査結果が載っておりますが、そのまとめというものは少なくとも私の資料の手元にはないんですが、例えば本庄川では、これこれの結果だから、どこが重要なのか、一体何が重要なのかということは確認されているのでしょうか。

幾田総合治水課計画係主査 今、委員ご指摘いただいたとおり、今お配りしてる環境の資料につきましては、現状の把握というところにとどまっております。といいますのが、今、四季を通じまして現地の調査というのに順次入っております。最後、冬季の調査というものを先日行ったところです。その調査結果を取りまとめた上で、四季を通じまして、委員ご指摘のあったように、では、どういったことに配慮すべきだというところを、これから資料を整理をしていきたいと思っております。そういう段階でございます。

従いまして、次回答申をいただくときまでには、そのあたりも含めまして、もう少し分析のところを充実させた資料というものをお示しをしたいというふうに考えております。

浅見委員 ということになりますと、治水などと違って環境のほうは少し把

握あるいは分析が遅れているので、答申のときでないと結果がわからないというふうに、今、私のほうで理解させていただきました。そのときになって、ああ、ちょっと指摘してたことと違うんだけれどなと思ってしまっは遅いので、今のうちに申し上げておきます。

まず、具体的にどの場所で何をというのの把握が非常に重要になると思ってます。今回の場合ですと、調査結果を待たずとも、兵庫県の生態系レッドデータブックでAランクになっているという記述がございました。生態系といいますのは、例えば個々の種、ハクセンシオマネキだとか、あるいはヤリタナゴといった個々の種というよりも、それぞれ希少な種の集まった場で、機能としても、非常に物質循環の場としても重要だといった広い意味でとらえて、重要というのを兵庫県の場合は生態系という形で把握しております。ですので、生態系でランクが上がってるというのが、まず1点、非常に重要なこと。

それから、Aランクということなんですが、Aランクというのは、ほぼ国レベルの重要さだということになっております。Bランクですと、県レベルでの重要さになりますが、Aランク、つまり全国的に見ても、非常にいろんな動植物の群集の生息場所・生育場所として重要なものが既に把握できてるよということがわかっております。それがどこかといいますと、感潮区間、干潟の場となります。では、それらの環境条件は一体どんなところかといいますと、最大の朔望満潮位と、それから、一番干上がったときに出てくるその干潟の部分というのが重要になってきます。

いま先ほどの流下能力の図を見ますと、例えば塩屋川ですと、流下能力が足りないというふうな形で赤の斜線が入ってございました。つまり、あの部分にはもしかして掘削が入るんじゃないか。そして、冒頭、土木局長からもご説明がありましたように、水門が設置されるかもしれない。この両者でもって、例えば掘削を行う、そして水門を行う、そのときに、朔望満潮位と一番の干潟のときの緩傾斜

の立地というものが、果たして確保できるのかどうかということが一番重要なことになってきます。ですので、そのあたりをしっかりと計算上断面をとられてできるのかどうか。できるからこそ保全しますというふうに書かれるのか。あるいはやはり治水上、津波とかを考えると少々無理なので、ここでは無理です、そのかわりにどうのこうのですといった記述になるのか。そのあたりを具体的な根拠とともに検討していただければと思います。

平井総合治水課計画係長           ご指摘踏まえまして、検討させていただきたいと思います。

井上会長           大変重要な指摘をいただきました。やはり河口部ですから、いろいろ環境との矛盾というのか、そういうことがよく起こりがちなところですので、ぜひ慎重に検討を進めていただきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

道奥委員           先ほどの大津茂川の場合には、最後のほうに、「総合治水の取り組み」という記載がありましたけど、今回それが記載が本文のほうにはございませんけど、そのあたりの考え方を教えてください。それが1点目でございます。

それから、大津茂川も同様でしょうけども、「維持管理」の部分の書き方について、適正に管理するというような書き方でございますけども、これは特に昨年の河川法改正のピフォー・オア・アフターで、この方針のこのレベルではあまり書きぶりは変わらないのか。あるいは以前に比べると、こう書きかえました。ちょっと以前の文章、ほかの河川の基本方針存じ上げません、覚えておりませんが、そのあたり書きぶりが変わるものなのか、変わらないものなのかを教えてください。

それから3点目、最後でございますけども、基本方針を定めてから、整備計画の段階で、水門の具体を検討し始めるというそういうお話だったんですけども、これ、例えば今パンフレットで想定されている本庄川水門の位置を - これ飯の

位置だと思いますが - 見ますと、本庄川あるいは塩屋川の河川区間から外れております。つまり川の区間じゃないところに、名前は「本庄川水門」という名前になっております。そうしますと、河川整備計画から届かないところに水門が設置されるということになるかと思うんですけども、その整備計画と水門の計画というのが関連するものなのかどうかというところが、ちょっと位置関係を見ますとわからなかったので、教えてください。

それで、特に水門を閉め切るということが津波のときの対策になると思うんですけども、そうしますと、当然のことながら、2つの河川の堤防の高さが基本方針で定めるそのキャパシティの中でカバーできるのか、その水門を閉めてる間の上流からやってくる河川の流量を、ここ十分湛水できるだけの基本方針のレベルでの、特にこれ、下流、感潮部ですから防潮堤と思いますけども、そのあたりの高さは足るのかどうかということあたりを教えてください。

井上会長

お願いします。

幾田総合治水課計画係主査            順番は多少前後しますが、まず水門に関しましてご説明をいたします。

位置関係については、委員ご指摘のとおり、今の現状から見ますと、河川区域上は飛び地になります。これは河川法上で、飛び地にできるという規定がございますので、水門をつくることによって、ここも河川区域になるということを前提にしております。したがって、飛び地にはなりますけども、河川整備計画をつくる上では、河川管理施設という前提で計画をつくっていくということになります。

それから、閉めている間の洪水についてなんですけれども、この水門は津波のときだけ閉めるというのを、今、想定しております。したがって、津波と大雨が同時に起こるかという議論はありますけれども、基本としては、そういった

ことは今の時点では考えていなくて、雨が降っているときには津波はこない、逆にいうと、同時にカバーできるような状態には現時点の計画では対象にしていないということでございます。

それから、2点目の維持管理のところにつきましては、法改正というものが、私の理解では、河川協力団体、管理の基本的な考え方を変えずに、管理するものを他者に委ねるといったところの門戸が少し広がったというふうに理解をしておりますけれども、今申し上げましたように、そういった意味からも、基本的な維持管理の考え方についての法改正の前後の書きぶりを改めるべきところというのではないかなというふうに考えております。

それから、1点目の総合治水のところでございます。ご指摘いただいたように、大津茂川と今回の塩屋川、本庄川とで、若干、項目立ても含めて、記載ぶりは確かに異なっております。ただ、内容としては、塩屋川、本庄川については決して抜けているわけではなくて、例えば塩屋川のほうでいいますと、本文の4ページでございます、施設計画規模を超過する洪水などに対してはというところのくだりでございますけれども、ここで要は、先ほどから委員ご発言あるように、近年の想定外を超えるような洪水については、この減災対策であったり流域対策でカバーをしていくと、まさに総合治水の思想というものをここで溶け込ませているということでございます。

ただ、大津茂川と事実書きぶりが変わっているというところはございますので、このあたりはもう少し、同じ時期につくる基本方針でございますので、両者の書きぶりというものができるだけギャップがないように、もう少し調整をしてまいりたいというふうに考えております。

山内総合治水課長            補足させてもらいますけど、維持管理のところ、河川法改正の中身としまして、今、維持管理の主体を他者に委ねるといった説明をさせてもらいましたけど、それに加えて、必要な維持管理の水準を確保するための仕

組みが必要というのが改正の趣旨としてありまして、維持管理の基準を明確にするというのが改正の中身です。そういう意味では、維持管理に対する書きぶりは少し進歩した形ですけども、具体的な基本方針の中での記載については、従前から適正な維持管理に努めるということをしておりますので、この法改正をもって内容が変わったということは、今そういうような表現にはなっておりません。従前から適切に維持管理に努めるということです。

井上会長           ほかはいかがでしょうか。

水門のことについてちょっとお聞きしたいんですが、先ほど津波のときには閉めるということだったんですが、高潮のときはどうなのかというのが1点です。

それから、もう一つ、津波で、レベル1とレベル2で津波高は同じであったということですが、もう一つ大事なものは、津波の破壊力というか、運動量というか、そういうものはどうであったかという検討はされているのでしょうか。

平井総合治水課計画係長           高潮のほうにつきましては、基本的には津波対策ということをつくっていくということですが、高潮時に閉めることについては、今後、地元などとも話していくことになろうかと思いますが、今は高潮は考慮せずにと進めていっております。

それから、衝撃力の検討でございますが、まだそういう段階に至っておりませんで、今後の設計での検討ということになります。

井上会長           はい、わかりました。津波は高さだけで評価しがちなんですけども、やはり東北のあれなんか見たりしますと、やっぱり破壊というもの、力ですね、相当重要なファクターじゃないかというふうに思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

それから、高潮のときに、もしこの水門を操作するとなると、やっぱり先ほど道奥委員がおっしゃったことが出てくるかと思います。高潮ですから、多分、台風ですね。台風があるということは雨が降っているということを考えておかなけれ

ばなりませんので、そういうことも必要ではないかというふうに思っております。

ほかはいかがでしょうか。

吉田委員       この地域そのものの、住んでらっしゃる方たちの特徴的なこと、今この資料を読みますと、やはりほかとも同じように、高齢化率が非常に高くなっている地域というふうに書かれております。ですから、その地域そのものの今後どういうふうになっていくかということも、なかなかわかりにくいところではあるかと思うんですが。それで、今、高潮のときはどうするかというのは地域の方々とまた相談するというふうにおっしゃいましたが、この河川そのものをどういうふうにしていくかということも含めて、それから津波対策も含めて、地域の方たちが、長らく住んでらっしゃる方たちが、ご自分たちの経験上でいろいろお考えになることもたくさんあるかと思うんです。そのあたりのヒアリングみたいなことも十分もちろんされているかと思いますが、されしたら、ぜひ十分に配慮して計画していただけたらなというふうに考えます。

井上会長       ありがとうございます。

実際、整備計画を立てるときは、多分、地元の方もいろいろ加われると思いますので、その辺をぜひよろしくお願いしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

小俣委員代理人(岡山)       本庄川水系と塩屋川水系とは全く別の水系ですね。下流で一本になっているんですが、河川法上では別の水系ということですね。先ほど本庄川水門は河川区域に指定をして事業を行うとのご説明がありましたが、恐らく交付金事業でやられることになるとと思いますが、それを河川整備計画に位置づけるという考えでよろしいんですね。

確認だけです。

平井総合治水課計画係長       今後つくってまいります河川整備計画には、水門等を位置づけてまいりたいと考えております。

井上会長           ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、きょう初めて資料をご覧になりましたので、後日、ご意見やご質問がありましたら、事務局あてにメールあるいはファックスなどを送っていただくということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

井上会長           ありがとうございます。

それでは、塩屋川水系河川整備基本方針、本庄川水系河川整備基本方針の2件については、次回以降の審議会で答申したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日予定をしておりました議事はすべて終了しました。いろいろ活発にご審議いただきまして、また貴重なご意見を数々賜りまして、まことにありがとうございます。

ここで司会者に進行役をお返しします。

どうも議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。

片岡総合治水課副課長       井上会長、ありがとうございました。

大津茂川水系河川整備基本方針につきましては、本日の審議を踏まえ、井上会長と道奥委員に修正内容を確認いただいた上で、審議会から県知事に対する答申をさせていただきます。

また、塩屋川水系と本庄川水系の河川整備基本方針につきましては、本日の貴重な意見やご質問を踏まえ、次回の審議会で答申案についてご審議をいただくこととさせていただきます。

最後に、委員の就任満了の状況につきまして、総合治水課長の山内からご説明をいたします。

山内総合治水課課長       失礼します。きょうは長時間にわたりまして、ありがとうございました。

委員の方の任期につきましては、それぞれ2年という任期でご就任いただいております。そのうち、本年の3月29日をもちまして任期が満了する委員の方が、河川に関して学識経験を有する委員の方5名、そして河川に関して利害関係を有する委員の方のうち2名、計7名の方がこの3月29日をもって任期が満了という形になっております。

県としましては、引き続き委員としてご留任いただいて、ご審議賜りたいと考えているところでありますが、井上会長、そして本日ご欠席されてますけども、岡田真美子委員のご兩名におかれましては、今期をもって退任されたいという意向をお伺いしております。

井上会長におかれましては、平成20年から6年間にわたりまして、会長としてご尽力いただきますとともに、河川工学の専門的な見地から貴重なご意見をいただいております。また、岡田真美子委員におかれましては、平成16年から10年間にわたりまして、水文化の観点からご指導をいただきました。この場を借りまして、厚くお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

後任の委員の方につきましては、次回の審議会におきましてご紹介させていただきたいと思っております。その他の委員の皆様方におかれましては、引き続きご留任いただきまして、今後ともご審議、ご指導賜りたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

片岡総合治水課副課長          井上会長、よろしければ一言お願いできますでしょうか。

井上会長          一言お礼を申し上げます。

6年もの長い間、頼りない会長で本当に皆様方にはご迷惑をかけました。皆様方のご指導とご協力を賜りまして、どうにか6年間を務めることができまして、ほっとしております。

もう時間が来ておりますのであまり長くはやめますが、今後とも兵庫県の河川整備が着実に進んでいきますことをお祈りしまして、私の退任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(拍手)

片岡総合治水課副課長 井上会長、長い間、ありがとうございました。

それでは、本日は、これをもちまして審議会を終了させていただきます。

なお、お手元の資料につきましては、そのまま机上にお残しいただきますと、後日送らせていただきますので、よろしく願いいたします。

本日は、まことにありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

(午後5時0分 閉会)